

附則
この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

●厚生省令第十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項(これらの規定を同条第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む)の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)を実施するため、保険医療機関及び保険医療費担当規則を次のように定める。
昭和三十二年四月三十日
厚生大臣 神田 博

目次
第一章 保険医療機関の療養担当(第一条-第十一条)
第二章 保険医の診療方針等(第十二条-第二十三条)
第三章 雑則(第二十四条)
附則

第一章 保険医療機関の療養担当(第一条-第十一条)
第一条 保険医療機関が担当する療養の給付及び被扶養者の療養(以下単に「療養の給付」という)の範囲は、次のとおりとする。
一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
(療養の給付の担当方針)
第二条 保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。
2 保険医療機関が担当する療養の給付は、健康保険の被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者で

ある患者(以下単に「患者」という)の療養上妥当なものでなければならぬ。
(受給資格の確認)

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証(健康保険総務課療養証明書を含む。以下同じ)によつて療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて被保険者証を提出することができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。
(被保険者証の返還)

第四条 保険医療機関は、当該患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、被保険者証に所定の事項を記入して、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という)第四十九条、第五十六条又は第五十九条ノ三の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。
(一部負担金の受領)

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の支払を、被扶養者については法第五十九条ノ二の規定による療養に要する費用の百分の五十に相当する金額の支払を受けるものとする。
(証明書等の交付)

を求められたときは、無償で交付しなければならない。
(助力)

第七条 保険医療機関は、患者に対して看護又は移送の給付が行なわれる必要があると認められた場合には、すみやかに、被保険者又は被保険者であつた者にその手続をとらせるように努めなければならない。
(診療録の記載及び整備)

第八条 保険医療機関は、第二十二條の規定による診療録に療養の給付の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の診療録と區別して整備しなければならない。
(帳簿等の保存)

第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に關する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。
(通知)

は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。
(療養及び指導の基本原則)

第十三条 保険医は、診療に當つては、懇切丁寧に旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。
(指導)

第十四条 保険医は、診療にあつては常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げる事ができるよう適切な指導をしなければならない。
第十五条 保険医は、患者に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。
(転医及び対診)

第十六条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。
(施術の同意)

は自己の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。
(特殊療法等の禁止)

第十八条 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生大臣の定めるもののほか行つてはならない。
(使用医薬品及び歯科材料)

第十九条 保険医は、厚生大臣の定める医薬品以外の医薬品を患者に施用し、又は処方してはならない。
2 歯科医師である保険医は、厚生大臣の

第十二条 保険医の診療は、一般に医師又